

2024年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちと暮らしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増しています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

つきましては、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちと暮らしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

施策の維持・拡充については、システムの機能によって決めるものではなく、住民に必要であるかを判断して決めていきます。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

自治体システムの標準化と合わせて事務の見直しを実施し、住民それぞれの事情に

応じた利便性向上を図ります。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答第9期事業計画(令和6年度から令和8年度)では、保険料段階を13段階から15段階へ多段階化するとともに、低所得段階(第1段階から第3段階)の本人負担保険料率を引き下げました。第10期事業計画に向け、給付実績の推移を考慮しつつ、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答本町の介護保険事業は知多北部広域連合で実施しており、国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討すると伺っています。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答本町の介護保険事業は知多北部広域連合で実施しており、国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討すると伺っています。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答本町の介護保険事業は知多北部広域連合で実施しており、国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討すると伺っています。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

回答本町の介護保険事業は知多北部広域連合で実施しており、国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討すると伺っています。

(2)介護保険サービス

★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

回答国の制度に基づき進めてまいります。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

回答現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

回答国の制度に基づき進めてまいります。

★(3)基盤整備

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

回答介護保険事業計画推進委員会のご意見を伺いながら検討してまいります。

②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

回答特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答知多北部広域連合に確認したところ、知多北部広域連合第9期介護保険事業計画において、介護人材の確保、資質向上について支援を検討していると伺っています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

回答国の制度に基づき検討してまいります。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答国の制度に基づき検討してまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

回答難聴による認知症機能低下予防に関する研究など、今後の国の研究動向を注視しつつ補聴器購入助成等の有効性について検討しています。近隣市町などの動向を伺いつつ無料検診事業の有効性について検討していきます。

②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

回答サロン事業、認知症カフェは社会福祉協議会、コミュニティ、ボランティアにより実施しています。また、各地区の老人憩の家開放事業を、町の委託事業として老人クラブにより実施しています。

③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

回答在宅生活をしている要介護3から5の方に対し、リフト付タクシー料金の一部を助成しています。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

回答東浦町では、独自に「東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例」を策定し、認知症施策を進めているところです。「市町村認知症施策推進計画」については、愛知県による「都道府県認知症施策推進計画」の作成状況を踏まえ、検討します。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

回答「東浦町認知症高齢者等おでかけあんしん事業」に登録いただいた方は、認知症高齢者等賠償事故補償保険に無料でご加入いただけます。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

回答現在のところ無料検診事業を実施する予定はありません。なお、75才以上の長寿検診の内診項目中に「もの忘れ」に関する内容はあります。

★(7) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。

回答65歳以上の要介護1以上の普通障害者又は、要介護3以上の一定の条件に該当する場合については、特別障害者の対象としています。

②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

回答要介護認定を受けた方のうち要介護者の方には、結果通知に障害者控除の説明資料を同封するとともにケアマネジャーなどを通じて、障害者控除の申請を行うよう勧奨しています。

2. 国保の改善

★(1) 保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答一人当たりの保険給付費の増加に伴い、国民健康保険事業費納付金が上昇し、現

在の税率では国民健康保険事業費納付金に必要な税額を全額国民健康保険税で賄うことができません。そのため、税率の引き上げはやむを得ないと考えます。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

回答基金はありません。また、剰余金につきましては、繰越金を活用しながら不足分を一般会計から補てんしている状況です。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答低所得者、収入減少、災害、感染症等の減免制度を実施し、対応しています。これらの減免制度を拡大する場合、国民健康保険税の減収分は他の国民健康保険加入者により賄う必要があります。現在、国民健康保険の財政を安定的に運営していくため、複数年にわたり税率を改正し、一般会計からの法定外繰入金の削減に努めています。このような状況において、減免制度の拡充は難しいと考えています。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答令和4年度から、未就学児に係る均等割額を5割軽減する制度を取り入れています。

これらの減免制度を拡大する場合、国民健康保険税の減収分は他の国民健康保険加入者により賄う必要があります。現在、国民健康保険の財政を安定的に運営していくため、複数年にわたり税率を改正し、一般会計からの法定外繰入金の削減に努めています。このような状況において、減免制度の拡充は難しいと考えています。

③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答低所得者、収入減少等の減免制度を実施し、対応しています。これらの減免制度を拡大する場合、国民健康保険税の減収分は他の国民健康保険加入者により賄う必要があります。現在、国民健康保険の財政を安定的に運営していくため、複数年にわたり税率を改正し、一般会計からの法定外繰入金の削減に努めています。このような状況において、減免後の保険税の負担はやむを得ないと考えます。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。

回答特別療養費は、法令の規定により、特別な事情がないにもかかわらず納税や納税相談に応じない滞納世帯に対する制度ですので、国、県の方針に沿って適切に運用をしていきたいと考えています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

回答滞納者との納税折衝において滞納者の生活実態把握を行っています。なお、必要に応じて福祉関係部署、生活相談部署と連携するなど、滞納者の生活状況に応じた納税折衝を行っています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回答差押えについては、法令に基づき差押禁止財産は差押えせず、適正な差押えを執行しています。

(4) 傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回答傷病手当金・出産手当金は、任意給付として各保険者に給付の有無がゆだねられています。

国は、保険者に国民健康保険事業の赤字の解消を指導しており、本町も赤字を解消するために税率改正を実施しています。更なる赤字拡大に繋がる制度の創設は考えておりません。

(5) 一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回答東浦町の一部負担金減免制度の基準は、平均月収額が基準生活費の110%以下の場合是一部負担金の全額免除、平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合是一部負担金の半額減免、平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合是一部負担金の徴収猶予、という基準を設けており、現在この基準を改正する考えはありません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答一部負担金の減免制度の周知につきましては町ホームページに掲載しています。

(6) 高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続の簡素化は、令和5年1月より実施しています。

★(7) 資格確認書の発行

①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての

加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

回答 2024年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録をしていない全ての被保険者及びその他保険者が必要と認められた者について申請によらず資格確認書を交付することになっています。マイナ保険証の利用登録をしている被保険者には、発行された保険証の有効期限が切れる前に資格情報通知書を交付します。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

回答 本町は、福祉事務所を設置していないため独自の対応はできませんが、福祉事務所からポスター等の配布がある場合は掲示を行います。

★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

回答 生活保護の受給手続きについては、憲法25条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。申請を受けた際には、速やかに県福祉事務所と連携し、適切な対応に努めます。

★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回答 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

回答 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

回答 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケース

ワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

回答本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

回答本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できませんが、役場窓口へ来庁された際は、途切れることなく福祉事務所へ繋げるよう案内します。

②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

回答本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

回答本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答子ども医療費助成制度につきましては、令和6年10月から入院通院ともに18歳年度末までに拡大しております。その他の福祉医療制度については、縮小、拡充の予定はありません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答子ども医療費助成制度につきましては、令和6年10月から入院通院ともに18歳年度末までに対象を拡大する予定です。
食事療養の標準負担額については、助成の予定は、ありません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

回答精神保健福祉手帳1級及び2級手帳所持者の方の医療費助成を平成26年2月から対象としました。

なお、自立支援医療(精神通院)対象者については、精神障害者医療費助成(精神通院のみ)をしています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答町単独分として、1人暮らし高齢者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象とした医療費助成を実施しています。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答令和3年1月から妊婦医療費補助制度を創設しています。

5. 子育て支援

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答子どもの居場所づくりの取り組みや住民団体が行う子ども食堂、学習支援等の取り組みについて、公共施設の場所提供や取組紹介などを行い、支援していきます。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

回答すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うため、2025年4月に「こども家庭センター」が設置できるよう準備を進めています。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答東浦町では、平成28年度から、就学援助制度の対象を生活保護基準の1.3倍以下としています。その倍率の変更については、他自治体の状況を見ながら柔軟に対応したいと考えますが、現在の1.3倍以下の基準は多くの自治体で採用されているものであり、現状で倍率を変更する予定はありません。(文部科学省調査では、1.3倍以下の係数を採用している自治体が令和5年度で全体の43.9%、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体の56.1%となっています。)

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

回答拡充すべき支給内容のうち、卒業記念品については、既に支給しています。オンライン学習通信費については、現物での支給を検討しております。クラブ活動費については、学用品費に含めた形で支給している想定でありますが、今後、他自治体の状況を見ながら柔軟に対応していきたいと考えます。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回答申請書の受付、申請手続きについては、入学時等での周知(保護者への通知文、広報紙、町 HP 等)、住民課窓口において、転入、転居、離婚等の手続きを行った小中学生のお子さまをお持ちの保護者の方へは、学校教育課の窓口に寄っていただくようにしていますので、その際は年度途中であっても就学援助へ申請できることをご案内しているところです。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

回答学校給食は学校給食法に基づき、教育活動として実施しており、同法で学校給食に要する経費のうち、施設に要する経費や人件費以外の食材費は保護者負担とすることが定められています。
これは、児童生徒が適切な栄養の摂取することにより健康の保持増進を図り、成長を助けるものであり、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものであるため、学校給食費を無償にする考えはありません。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回答本町では、平成 20 年度から町立保育園における給食費の無償化を行っています。

また、食材料費の高騰分についても、公費での負担を想定しています。
価格上昇による影響の少ない食材を調達するなどコストを抑えながら食材費の管理を行っていきます。一方で、給食費は在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから適切な費用負担も含め今後検討してまいります。

★(4)保育施策の抜本的拡充

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

回答保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の条例等が効力を有するとする経過措置が設けられています。本町は、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、従前の基準で保育士を配置しますが、フリーの保育士や加配保育士を適切に配置し、安全な保育体制を構築します。今後も配置基準の抜本的な改善に向け、官民連携し、検討してまいります。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

回答平成 16 年度に始まった国の「三位一体改革」により、国から地方へ税源移譲が行われ、公立保育園においては、施設整備及び運営に対する国庫負担金・補助金制度が廃止されました。

また、高度経済成長期に建設された本町の保育施設は近年、老朽化を迎えていま

す。本町においても、財源が限られている中で、公共施設の統廃合や民間活力の導入も視野に入れながら、保育所等の適正なあり方を検討していきます。

認可保育所の施設や設備の老朽化が進んでいることから、改修、更新による保育環境の改善が必要であると考えています。今後は公立及び私立ともに、計画的な改修、更新により、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保していきます。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回答県が行う実地指導監査には、本町の指導保育士及び事務職員も随行しています。今後も引き続き、県とともに各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めています。

④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

回答保育士の人材が不足している中、定員数にも限りがある状況です。退園しないことで、年度途中の新規入園の利用希望者にも影響があることから、慎重に検討してまいります。

6. 障害者・児施策

★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

回答町独自の障害者手当を障害者手帳の等級等によって支給しています。現在のところ、増額の予定はありません。

②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

回答利用者の希望に沿った受け入れができるよう、施設等の理解・協力を得ながら施設の充実・確保に取り組めます。独自の加算の上乗せの予定はありません。

★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

回答サービス等利用計画に基づき、障害者・児に必要なサービスが利用できるように支給決定しています。

④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービ

スの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

回答現在のところ、本町独自の補助として、無償にする予定はありません。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件は本人及び配偶者であり、要件を変更する予定はありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答介護保険制度対象となるサービスを利用している対象者には、介護保険の利用申請を勧奨し、介護保険サービスが受けられるまでは障害福祉サービスの打ち切りは行っていません。また、介護保険サービスについての説明も行っていきます。

7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答高齢者肺炎球菌ワクチンについては、自己負担 2,000 円で実施しています。任意予防接種事業については、継続しています。2回目接種については、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答産婦健診を1回助成しています。拡充については、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答妊婦、産婦とも歯科健診を実施しています。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

- ②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

- ③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

- ④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

- ⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。

回答国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

- (1) 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- (2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- (3) 学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- (4) 地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- (5) 地域医療介護総合確保基金について
 - ① 地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。
 - ② 基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上